

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年12月10日
【事業年度】	第41期(自平成23年9月1日至平成24年8月31日)
【会社名】	株式会社カワサキ
【英訳名】	Kawasaki & Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 治
【本店の所在の場所】	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目9番10号
【電話番号】	072-439-8011(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 堀田 義行
【最寄りの連絡場所】	大阪府泉北郡忠岡町新浜2丁目9番10号
【電話番号】	072-439-8011(代表)
【事務連絡者氏名】	管理部部長 堀田 義行
【縦覧に供する場所】	(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月29日に提出いたしました第41期（自平成23年9月1日 至平成24年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
社外取締役及び社外監査役

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
社外取締役及び社外監査役

（訂正前）

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役であります明松優氏と当社との間に取引関係はありませんが、当社の株式2,600株を所有しております。また、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。社外監査役の遠俊一郎氏は遠登記測量事務所の代表であります。当社と同事務所とは重要な取引はありませんが、当社の株式2,600株を所有しております。

当社は、社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、高い独立性及び専門的な見地から、客観的かつ適切な監視、監督を行うことにより、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っていると考えております。また、社外監査役の選任状況に関する考え方については、当社の現在の監査役は監査機能を十分に発揮しており、客観的な立場で適切に監査しており、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

社外監査役は、会計監査人、社長室、常勤監査役及び内部監査室とも必要に応じて連携をとっており、財務諸表等の意見交換の機会を持ち、監査効率の向上に努めております。

当社は、社外取締役を選任しておりません。当社は、各監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役1名がその他の経営に係る重要な会議への出席、書類の閲覧を行うことにより、会社の基本方針、経営計画、重要事項の業務執行状況について監査機能を発揮しております。社外取締役を選任せずとも、外部的な視点からの社外役員によるチェックという観点では社外監査役がその役割を全うすることにより、十分に経営に対する監査機能を果たすことが可能なため、現状の体制を採用しております。

(訂正後)

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役であります明松優氏と当社との間に取引関係はありませんが、当社の株式2,600株を所有しております。また、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。社外監査役の遠俊一郎氏は遠登記測量事務所の代表であります。当社と同事務所とは重要な取引はありませんが、当社の株式2,600株を所有しております。

当社は、社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、高い独立性及び専門的な見地から、客観的かつ適切な監視、監督を行うことにより、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っていると考えております。また、社外監査役の選任状況に関する考え方については、当社の現在の監査役は監査機能を十分に発揮しており、客観的な立場で適切に監査しており、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

社外監査役は、会計監査人、社長室、常勤監査役及び内部監査室とも必要に応じて連携をとっており、財務諸表等の意見交換の機会を持ち、監査効率の向上に努めております。

当社は、社外取締役を選任していません。当社は、各監査役が取締役会に出席するとともに、常勤監査役1名がその他の経営に係る重要な会議への出席、書類の閲覧を行うことにより、会社の基本方針、経営計画、重要事項の業務執行状況について監査機能を発揮しております。社外取締役を選任せずとも、外部的な視点からの社外役員によるチェックという観点では社外監査役がその役割を全うすることにより、十分に経営に対する監査機能を果たすことが可能なため、現状の体制を採用しております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。